

「専守防衛」の他国防衛への改変

「専守防衛」の定義

「専守防衛」とは、**相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使**し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、**憲法の精神**に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう（平成26年版防衛白書）。

平成27年5月12日答弁

○小西洋之君

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、**イランからアメリカ**が武力攻撃を受けたとき初めて**日本国**が防衛力を行使する、こういう日本語として読めるというふうに理解されているということよろしいですね。

○政府参考人（防衛省）

そういうふうに理解をしています。

専守防衛の「憲法の精神」と平和主義

○昭和60年4月8日 栗山外務省北米局長答弁

…憲法のもとでの日本国としての基本的な**平和主義の精神**、それからそこから出てきております…**専守防衛**ということを基本といたしました防衛政策…。

○昭和57年5月13日 鈴木善幸内閣総理大臣答弁

わが国は、**平和憲法のもとに平和主義**、民主主義、基本的人権の尊重という基本理念の上に立ちまして、**平和国家の建設**に向かって今日まで努力をいたしてまいったところでございます。**そのような精神の上に立ちまして、専守防衛に徹する**、…このように考えております。

専守防衛「憲法の精神」の改変

■防衛省大臣答弁「（大臣用）27.3.24（火）参・外防委 小西洋之君（民）」

「憲法の精神」とは、**憲法上、我が国が採ることのできる自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される**という急迫、不正の事態に対処し、**国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認される**ものであり、そのための「武力の行使」も、**必要最小限度に限られること**をいうものです。

防衛省防衛政策局防衛政策課作成（情報公開請求により平成27年4月27日開示決定）



「母子避難」米艦輸送ケースの破綻

平成26年7月1日 総理大臣記者会見

海外で突然紛争が発生し、そこから逃げようとする日本人を…米国が救助を輸送しているとき、日本近海において攻撃を受けるかもしれない。…日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る。それをできるようにするのが今回の閣議決定です。

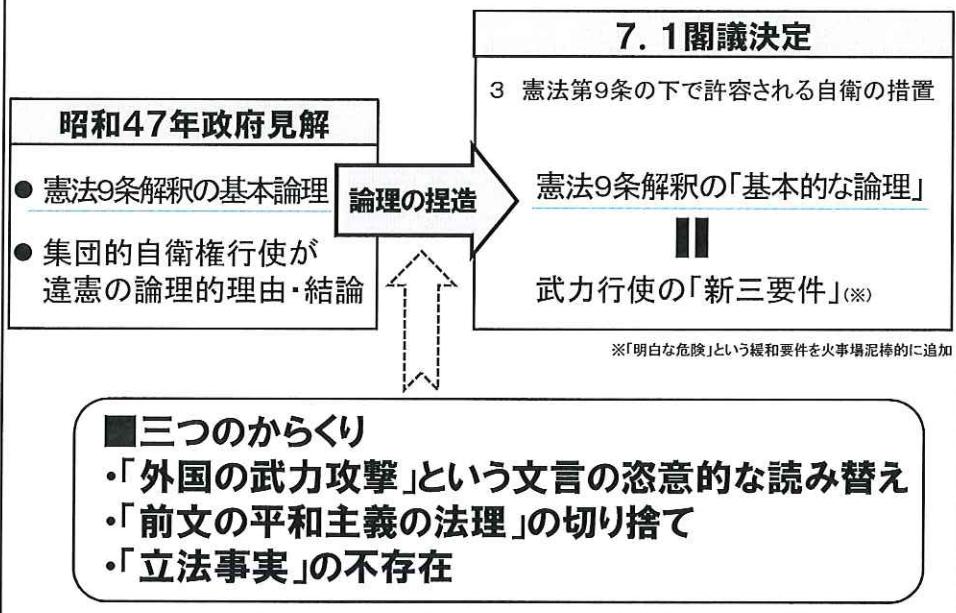
(首相官邸HPより)

政府特別補佐人(横畠裕介君)

第一要件…は、個々の国民のことを考えているのではなくて、…「我が国の存立が脅かされ、」ということとセットのことございまして、言わばその表裏一体のことを申し述べているもの

(187-参-外交防衛委員会-2号 平成26年10月16日)

【解釈改憲の構図】



日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権行使しなくてもよい」と締結している！！

NATO条約第3条	日米安保条約第3条
締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、 単独に及び共同して 、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する 個別的の及び集団的能力 を維持し発展させる。	締約国は、 個別的に及び相互に協力して 、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する それぞれの能力を、憲法上の規定に従うこと を条件として、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以前）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、**集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うこと」**としている。

(第3種郵便物認可)

月末に召集される議会では、安保法案が閣議決定行使を可能にした集団自衛権をめぐる問題が焦点となる。閣議決定後初めての国会だからだ。

自衛権行使に関する自衛権の行使容認を踏まえた閣議決定の改正は、来年の通常国会に先送りされるが、自国が攻撃されていかなくても包囲への攻撃に対して武力で反撃する集団的自衛権を行使するひとの是非からの根本的な論争を期待したいた。

議論が戻る上でもうたって注目すべき決議がある。それは通常国会終盤の9月1日、改正国民投票法の採決に際して参院選挙審査会で可決された決議だ。この決議は、政府による国会解散は、立憲の意図や遺嘱である社会情勢に対する考慮、積み重ねられた議論全体との整合性保持に留意して「論理的に確実化するべきであ

参院付帯決議に注目 「自衛権」根本的論争を

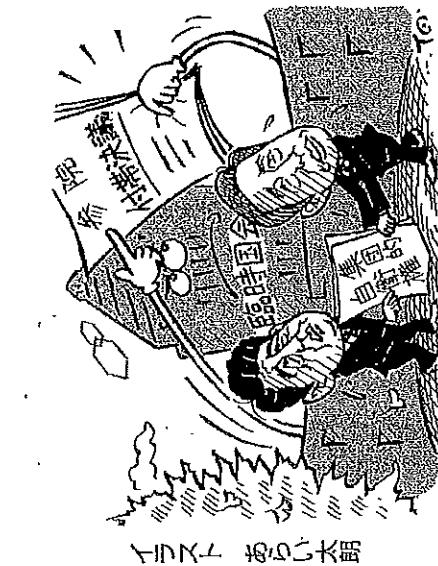


イラスト からじ太郎

て」との意図が述べた。この議論が閣議決定の議事録に記載されると、議論が十分に留められておらずだ。

放擲された時期は閣議決定の終月(9月)だった。

前回長時間行われて集団的自衛権の行使が決まったが、迷走日(9月1日)は閣議決定の内容に手書きで記載された。集団的自衛権の行使を人質にいじられることなく、日本がいつ何時どこで何をすればいいかが、何とか理解できた。ただ、付帯決議は政治的効果だけで法律拘束力はないため、集団的自衛権の付帯決議が行われた。

「付帯の議決案は、」

「仮に政府によって、及び国民が承認する。

議決案を便宜的、意

國会の議權の最高機関

公明国民党の付帯決議に賛成したの意味を示す。

しかし参院の自民、公明国民党など付帯決議に賛成したの意味を示す。今後、参院の自民、公明国民党が、この付帯決議を顧みずに、閣議決定の改正に賛成しないで、れば、決議は国会審議にこの閣議決定に賛成されれた任務を放棄する存

在である。しかし付帯決議は参院の大半が支持する。衆院を手元に握りながら自民、公明国民党の付帯決議の言動を追視していくがたい。

(共同通信編集委員会)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年六月十一日

参議院憲法審査会

一、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという日本国憲法を始めとする近代憲法の基本となる考え方である立憲主義に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

二、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める国民主権、基本的人権の尊重及び恒久平和主義の基本原理に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。

三、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める憲法の最高法規性並びに国民主権及び間接民主制の趣旨にのっとり、立法措置によって可能とするかどうかについて、徹底的に審議を尽くすこと。

○ 四、本法律の施行に当たり、政府にあつては、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確実な解釈を行ふべきものであり、政府による憲法

の解釈は、人のような考え方に基づき、それぞれ論理的・道徳的結果として示されたものであつて、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記の人のような考え方を離れて政府が自由に当該解釈を変更するといふができるといふ性質のものではなく、仮に政府において、憲法解釈を便宜的・意図的に変更するつもりがあるとするすれば、政府の解釈については憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれるが故に、人のようなことを前提に検討を行つた結果、従前の解釈を変更するこれが普通であるとの旗論が得られた場合には、これが変更するといふことが必ず許されないといふものではないが、いずれにせよ、その当否については、個別的・具体的に検討されるべきものである。政府自身も憲法の解釈の変更に関する審議で明らかにしているところであり、それを十分に踏まえておいた。

○ 五、本法律の施行に当たり、政府においては、前項に基づき、解釈に当たつては、立憲主義及び国民主権の原理に基づき、憲法規範そのものに対する国民の信頼を保持し、かつ、日本国憲法を国の最高法規とする法秩序の維持のために、取り組むこと。

○ 六、本法律の施行に当たつては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国權の最高機関としての地位に鑑み、政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするれば、当該解釈の変更の際及び第四項における政府の憲法解釈の考え方に関する原則との適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。

憲法解釈變更
審查依頼
翌日回答
法制局
経緯公文書
反対さす

政府が昨年7月1日に閣議決定した集団的自衛権の行使容認に必要な憲法9条の解釈変更について、内閣法制局が内部での検討過程を公文書として残していないことが分かった。法制局によると、同6月30日に閣議決定案文の審査を依頼され、翌日「意見なし」と回答した。意思決定過程の記録を行政機関に義務づける公文書管理制度の趣旨に反するとの指摘が専門家から出ている。（3面にクローズアップ）

他国を攻撃した敵への武力行使を認める集団的自衛権の行使容認は、今月成立した安全保障関連法の土台となつたが、法制局はこれまで40年以上もこれを違憲と判断して、政府の憲法解釈として拒んできた。しかし、政府の憲法解釈として、横田裕介長官は今6月に電話で伝えた。

横田裕介長官は今6月の参院外交防衛委員会で、「(安保法制)の資料▽議論▽議論した」と答弁。衆院平和安全法制特別委では、「(局内に反対意見はなかったか)と問われ、「ありません」と答弁した。法制局によると

当日の翌7月1日には憲法解釈を担当する第一部の担当参事が「意見はない」と国家安全保障局の担当者に電話で伝えた。

今回の件で文書として保存しているのは、安倍晋三首相の私内閣談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)の資料▽議論▽議論した記録はない。

「集団的自衛権行使は憲法上許されない」とする1972年の政府見解では、

内閣法制局に関する本や論文を數々執筆している明治の大西川伸一教授(政治学)は「戦後の安全保障政策の大転換であるにもかかわらず、た一晩で通すなど、あまりにもさういふ。白紙委任に近い。従来の監視監査院ならあり得ないことだ」と指摘する。さらに、検討の過程を公文書に記録する。

「民主主義の原点」 記録なし 識者批判

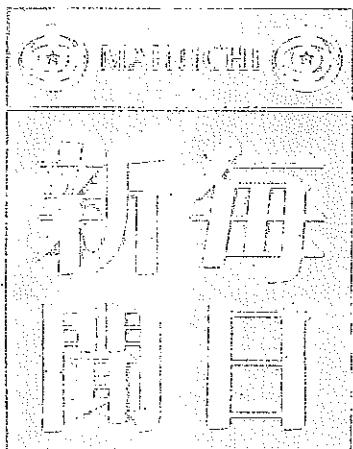
「記録を残さないのは疑問。国民によるチェックや後世の人々の参考のため、記録を残すのは民主主義の立場だ。政府は開議の議事録を公開するようになり、公文書管理法も制定された。その趣旨にのっとって、きちんと記録を残すべきだ」と話す。

少なくとも長官以下幹部の決裁を経て決定されたことを示す文書が局内に残る。法務局が審査を行う場合、

うに参事官レベルから時間
をかけて審査したことによ
る文書はない。

解釈変更を巡る経緯について、富岡秀男総務課長は取材に「必要に応じて記録を残す場合もあれば、ない

内閣直属の機関で、審査事務（政府が作る法令案の審査）と意見事務（内閣に対する法的な助言）を主な役割とし、今回のよくな憲法解釈は後者に当たる。積み重ねられてきた法解釈との整合性を重視した厳格な審査をすることから、「法の番人」と呼ばれてきた。職員数（定員）は71人。



9月28日(月)
2015年(平成27年)

発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1
〒100-0051 電話(03)3212-0321
毎日新聞東京本社

発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1
〒100-0051 電話(03)3212-0321
毎日新聞東京本社

うに参事官レベルから時間をかけて審査したことと示す文書はない。

公文書管理法(201-1)

解釈変更を巡る経緯について、富岡晃里総務課長は取材に「必要に応じて記録を残す場合もあれば、ない場合もある。今回が必要なかつたということ、意図的に記録しなかったわけではない」と説明。公文書管理条例の趣旨に反するとの指摘には「法にのつとつて文書は適正に作成・管理し、不十分との指摘は当たらぬ

い」と答えた。横畠氏にも取材を申し込んだが、総務課を通じて「その内容の取材には応じない」と回答した。【日下部聰、樋岡徹也】

憲法解釈変更 公文書残さず

政府の憲法解釈を一手に担う内閣法制局が40年ぶり離れてきた集団的自衛権の行使は違憲」という判断を昨年夏、180度転換した。その過程を記す公文書は何も残されていない。書類を取材すると「法の番人」として威風を保ってきた法制局が、政治の介入によって無力化されつつある現状が浮かんだ。この国の法の支配が揺らいでいる。【下部聯、権岡徹也、林田七恵】

検討経緯 水面下に

「安全保障法制の議論はこの30年間、從来の憲法解釈の範囲内で一歩ずつ進めてきたのに、今はボーリングを行ってしまった」

小泉内閣で法制局長官を務めた阪田雅裕氏は、今回憲法9条解釈変更をこう表現する。十分に議論する時間があったのか疑問だ。國のかたちを根底から變える9条の解釈変更について、法制局はだった。白の審査で「意見なし」とし、結果は憲法解釈を担当する第1部の委員会が電話で内閣の担当者に伝えた。

「そんな審査はあり得ない」と、元総務官僚の小西洋二委員長(民主)は批判する。小西氏は総務省時代に何度も法解釈の審査を受けた。一法制局と必ず文書議定を交わしてやり取引した。今回の審議決定を審査するなら、天井まで積み上がるくらいの

クローズアップ 2015

揺らぐ「法の番人」

他界した小松氏や横畠氏が解釈変更に深く関与していることは間違いない。だが、非公式の折衝や協議は記録に残らず、プロセスは

長官人事に政治介入

水面上に沈んでいる。一方、集団的自衛権の行使を認めないとする1972年の政府見解については、小西氏の情報公開請求に今年、法制局が「集団的自衛権と憲法との関係について」と題する文書を開示した。第1部の参考官が使を認めないとする1972年の政府見解については、小西氏の情報公開請求に今年、法制局が「集団的

自衛権と憲法との関係について」と題する文書を開示した。第1部の参考官が使を認めないとする1972年の政府見解については、小西氏の情報公開請求に今年、法制局が「集団的

自衛権と憲法との関係について」と題する文書を開示した。第1部の参考官が使を認めないとする1972年の政府見解については、小西氏の情報公開請求に今年、法制局が「集団的

自衛権と憲法との関係について」と題する文書を開示した。第1部の参考官が使を認めないとする1972年の政府見解については、小西氏の情報公開請求に今年、法制局が「集団的

自衛権と憲法との関係について」と題する文書を開示した。第1部の参考官が使を認めないとする1972年の政府見解については、小西氏の情報公開請求に今年、法制局が「集団的

自衛権と憲法との関係について」と題する文書を開示した。第1部の参考官が使を認めないとする1972年の政府見解については、小西氏の情報公開請求に今年、法制局が「集団的

自衛権と憲法との関係について」と題する文書を開示した。第1部の参考官が使を認めないとする1972年の政府見解については、小西氏の情報公開請求に今年、法制局が「集団的



氏名	在任期間	前職	元官職
佐藤達夫	1947年6月～54年12月	法制次長	第1部長
林修三	54年12月～64年11月	法制意見第2局長	第1部長
高辻正己	64年11月～72年7月	次長	第1部長
吉国一郎	72年7月～76年7月	次長	第1部長
眞田秀夫	76年7月～79年11月	次長	第1部長
角田礼次郎	79年11月～83年7月	次長	第1部長
茂忠俊	83年7月～86年7月	次長	第1部長
味村治	86年7月～89年8月	次長	第1部長
工藤敦夫	89年8月～92年12月	次長	第1部長
大出義郎	92年12月～96年1月	次長	第1部長
森田利義	96年1月～99年8月	次長	第1部長
津野修	99年8月～2002年8月	次長	第1部長
秋山収	02年8月～04年8月	次長	第1部長
西川伸一	04年8月～06年9月	次長	第1部長
横畠裕介	06年9月～10年1月	次長	第1部長
梶田信一郎	10年1月～11年12月	次長	第1部長
西川伸一	11年12月～13年8月	次長	第1部長
小松一郎	13年8月～14年5月	駐仏大使	駐スイス大使
横畠裕介	14年5月～	次長	第1部長

*敬称略。西川伸一・明治大教授の著書「これでわかった! 内閣法制局」を基に作成

戦後の歴代内閣法制局長官の経歴

元長官 山本庸幸 前長官 小松一郎 横畠裕介

元長官 阪田正彦 横畠裕介

元長官

出典：内閣官房国家安全保障局より開示された
「国会答弁書（平成26年11月6日 参議院が交防審委員会 小西洋之議員）」
平成27年3月20日 参議院予算委員会 民主党・新緑国会 小西洋之議員」

質問

7.1 開議決定に際し、
どのうな憲法審査を行
ったのか？

(大臣用)	26.1.6(木) 参・外交防衛委 小西 洋之(民)
問2 開議決定の審査に使用した資料は、7月1日の閣議最終案文しかないことでよいか。また、成し遂行過程を含めて法制局審査のためには終業文以外に存在するのか。	(大臣用)

- (ポイント)
- 内閣法制局に意見を求めた際の資料は、閣議決定文書の案を除き、存在しない。
- 1 開議決定文書の案を除き、存在しない
- 内閣法制局に意見を求めた際の資料は、閣議決定文書の案を除き、存在しません。
 - なお、与党協議会に提出した資料については、内閣法制局とも共有しています。

主査：内閣官房国家安全保障局
合議：防衛政策局防衛政策課

- (参考)
- 民主党安全保障総合調査会・憲法調査会合同総会(平成26年7月10日)抜粋
〔国家安全保障局 武藤審議官から口頭で説明〕
【小西洋之議員からの質問】
○ 開議決定文書の策定過程における内閣法制局審査に係る全資料(長官あるいは部長審査レベルの資料)及び内閣法制局設置法に基づく内閣法制局の法令意見業務に係る全資料を提出されたい。

- (回答)
- お尋ねのような資料は、与党協議会に提出したものや閣議決定文書の案を除き、存在しない。

O 1及び3について

内閣官房国家安全保障局は、平成二十六年六月三十日、内閣法制局に対して、御指摘の開議決定の案文を送付して意見を求め、内閣法制局は、これに対し、所要の検討を行った上、同年七月一日、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十一号)の規定に基づき、口頭で、意見がなし旨の回答をしたものである。

O 1について

※前文の三つの平和主義

お尋ねの「三つの部分の文言(中略)の記載(各文言が一つでも記載されている場合を含む)」が存在する」の趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十六年五月二十日に政府から与党協議会に提出した資料のうち、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」による同月十五日の報告書の中に、「日本国民は、(略)政府の行為にもつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、」及び「われらは、全世界の国民が、ひじしく恐怖と不安から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」との記載がある。

質問

8.1 開議決定が前の
与党協議にかかる意法
と前文の平和主義にかかる
資料が違うか?

第19回国会参議院本会議 昭和29年6月2日 会議録〔抜粋〕

○鶴見祐輔君 私は、只今議題となつた自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議案について、その趣旨説明をいたさんとするものであります。先ず決議案文を朗読いたします。

自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議

本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。

右決議する。

・・・何ものが自衛戦争であり、何ものが侵略戦争であつたかということは、結局水掛論であつて、歴史上判明いたしません。故に我が国のごとき憲法を有する国におきましては、これを厳格に具体的に一定しておく必要が痛切であると思うのであります。自衛とは、我が国が不當に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的な場合に限るべきものであります。幸い我が国は島国でありますから、国土の意味は、誠に明瞭であります。故に我が國の場合には、自衛とは海外に出動しないということでなければなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えると、際限もなく遠い外国に出動することになることは、先般の太平洋戦争の経験で明白であります。それは窮屈であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないであります。外国においては、・・・今日の日本の戦闘力を・・・利用せんとする向きも絶無であるとは申せないとと思うであります。さような場合に、条約並びに憲法の明文が拡張解釈されることは、誠に危険なことであります。故にその危険を一掃する上からいっても、海外に出動せずというふうを、国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思うであります。

何とぞ満場の御賛同によつて、本決議案の可決せられんことを願う次第であります。

【解説】 当決議と解釈改憲・安保法制の関係については、以下のことが指摘できる。

- ①昭和47年当時、吉國內閣法制局長官等が、当決議と矛盾する政府見解を参議院決算委員会に提出する訳がなく、「昭和47年政府見解の読み替え」は否定される。
- ②当決議に矛盾する安保法制を強行採決したことは、「良識の府」の否定を意味する。